



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

388	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
389	生活保護法による施術機関の指定	( " ).....	1
390	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
391	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	2
392	七郷井土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	2
393	三谷井土地改良区の役員の就任	( " ).....	2
394	土地収用法に基づく手続の開始	(用地対策課).....	3
395	港湾法による日置港臨港地区内における分区の指定	(港湾空港振興課).....	3
396	港湾法による袋港臨港地区内における分区の指定	( " ).....	4
397	港湾法による古座港臨港地区内における分区の指定	( " ).....	4

## 告 示

### 和歌山県告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日医 96-22	とめきクリニック	日高郡日高川町小熊2475-1	平成 23. 2. 25
田歯 58-22	まどかデンタルクリニック	田辺市たきない町10番34号	平成 23. 2. 1

### 和歌山県告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西あ 13-22	西川昌澄	西川接骨院	日高郡みなべ町谷口281-3	平成 22. 9. 1

### 和歌山県告示第390号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000217	春風ナイスケア	橋本市小原田13-2-101	居宅介護 重度訪問介護	有限会社ケアステーション春風	橋本市胡麻生478	平成23.1.31
3012300020	さくらそう新宮	新宮市池田3-1-6	居宅介護 重度訪問介護	株式会社日本エルダリーケアサービス	東京都世田谷区太子堂2丁目16番5号 さいとうビル6F	平成23.2.28
3012500033	ドマーニ宇久井	東牟婁郡那智勝浦町宇久井549	居宅介護 重度訪問介護	宗教法人阿弥陀寺	東牟婁郡那智勝浦町南平野2270	平成23.3.31

### 和歌山県告示第391号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012520114	ドマーニ宇久井	東牟婁郡那智勝浦町宇久井549番地	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社ドマーニ	東牟婁郡那智勝浦町南平野2270番地	平成23.4.1	平成29.3.31
3011400334	ヘルパーステーションきら	海南市椋木99番地の3	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社きら	海南市椋木99番地の3	平成23.4.1	平成29.3.31
3012410068	訪問介護ステーションあかり	西牟婁郡上富田町岩田2836番地	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児	株式会社めぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2836番地	平成23.4.1	平成29.3.31

### 和歌山県告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、七郷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成23年3月14日退任）

職名	氏名	住所
理事	山口紀和	伊都郡かつらぎ町大字三谷1512番地
理事	中村敏彦	伊都郡かつらぎ町大字大藪357番地
理事	中岡新悦	伊都郡かつらぎ町大字佐野536番地の2

### 和歌山県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三谷井土地改良区の役員について次

のとおり公告する。

平成23年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員(平成23年3月19日退任)

職名 氏名 住所

理事 窪田重信 伊都郡かつらぎ町大字東渋田687番地の内1号

### 和歌山県告示第394号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の規定による申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事(京奈和自動車道「紀北東道路」・和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇地内から同町大字丁ノ町字西宝形地内、同町大字大谷字東新田臺地内から同町大字笠田東字池尻地内、同町大字萩原字西尾地内から紀の川市粉河字別所谷地内及び同市藤井字川端地内から同市神領字大工地内)並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事
- 3 手続が開始される土地
  - (1) 収用の手続が開始される土地

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字萩原字西尾及び字陰ノ木、大字窪字口城尾、字狐谷及び字中尾並びに大字移字東山、字小堂谷、字狼尾、字廣浦、字山添、字中ノ段、字木ノ下及び字中川原地内

和歌山県紀の川市平野字佃原及び字佃西ノ段、名手下字宮ノ谷、字堂山及び字大城、切畑字川東、字川西、字東ノ尾及び字西ノ尾、野上字平山、字池尻、字八屋窪、字高井、字畦尾及び字川添、上丹生谷字堀松、字谷尻、字東岡、字南岡及び字西岡、下丹生谷字上谷田、粉河字別所谷、藤井字川端、字尾ノ上、字大將軍、字若宮前、字墓之前及び字柳谷、中津川字東柳谷及び字西柳谷、北長田字宮ノ前、字勢房及び字古垣内、北志野字向田、字脇ノ田、字宮池尻及び字西ノ側、北勢田字山田、字野末、字尾尻、字神垣内、字西原及び字鳥子川、重行字犬丸、字東中原、字西中原、字石原及び字馬場山、池田新字山添、東山田字東原並びに神領字東山、字花池及び字大工地内
  - (2) 使用の手続が開始される土地

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字萩原字西尾及び字陰ノ木、大字窪字口城尾、字狐谷及び字中尾並びに大字移字東山、字小堂谷、字狼尾、字山添、字中ノ段、字木ノ下及び字中川原地内

和歌山県紀の川市平野字佃原及び字佃西ノ段、名手下字宮ノ谷、字堂山及び字大城、切畑字川東、字川西、字東ノ尾及び字西ノ尾、野上字平山、字池尻、字八屋窪、字高井、字畦尾及び字川添、上丹生谷字堀松、字谷尻及び字東岡、藤井字川端、字尾ノ上、字大將軍、字若宮前、字墓之前及び字柳谷、中津川字東柳谷及び字西柳谷、北長田字宮ノ前、字勢房及び字古垣内、北志野字向田、字脇ノ田、字宮池尻及び字西ノ側、北勢田字山田、字野末、字尾尻、字神垣内、字西原及び字鳥子川、重行字犬丸、字東中原、字西中原、字石原及び字馬場山、池田新字山添並びに神領字東山、字花池及び字大工地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
和歌山県伊都郡かつらぎ町役場及び紀の川市役所

### 和歌山県告示第395号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、日置港臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年4月12日

日置港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

分 区	区 域	面 積
商港区	西牟婁郡白浜町大字塩野及び日置の各一部（別図に示す区域）	約0.5ha
漁港区	西牟婁郡白浜町大字塩野、大古及び日置の各一部（別図に示す区域）	約2.4ha

#### 和歌山県告示第396号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、袋港臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び東牟婁振興局串本建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年4月12日

袋港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

分 区	区 域	面 積
商港区	東牟婁郡串本町二色の一部（別図に示す区域）	約0.1ha

#### 和歌山県告示第397号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、古座港臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び東牟婁振興局串本建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年4月12日

古座港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

分 区	区 域	面 積
漁港区	東牟婁郡串本町西向、中湊及び古座の各一部（別図に示す区域）	約0.3ha